

条例策定までの経過と策定後の周知・啓発活動の状況について

1. 条例策定までの経過（抜粋）

平成 26 年度

- 4 月 ・ 基本方針制定
- 6 月 ・ 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例 公布
・ 策定委員公募開始
- 12 月 ・ 策定委員決定
- 1 月 ・ 策定委員会開始（平成 27 年 1 月～平成 28 年 11 月）
委員任期は H27. 1. 22～所掌事務が完了する日まで

平成 28 年度

- 11 月 ・ 策定委員会 答申
条例名を「古賀市まちづくり基本条例」として答申
- 12～1 月 ・ 市の案作成（答申案に一部追加）、パブリック・コメントの実施
パブリック・コメントを受けて条文案一部変更
- 3 月 ・ 議会上程→継続審議に

平成 29 年度

- 6 月 ・ 議員提案・総務委員会案が出される。
市の案にて議決

【条例の効力について】

平成 28 年度 3 月議会に上程し継続審議となったため、公布日は平成 29 年 6 月 30 日だが、効力を発するのは施行日の平成 29 年 4 月 1 日からとなる。

2. 策定後の周知・啓発活動の状況について

(1) パンフレットの作成

平成 30 年 3 月に、条例の内容を分かりやすく伝えるためパンフレットを作成。ホームページに掲載するほか、年度当初の行政区長会、市が開催するタウンミーティング等で配布している。

(2) 古賀市まちづくり出前講座による啓発活動

平成 30 年 4 月から、古賀市まちづくり出前講座において「古賀市まちづくり基本条例について」を開始（平成 31 年度から「これからの地域づくりについて」に改題）。自治会や校区コミュニティなど、地域コミュニティの取組やその意義について紹介するとともに、条例の内容について市民に直接説明する機会を設けている。